

袋井市第3期障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年3月
袋 井 市

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）	1
3	計画の位置づけ・期間	2
4	計画の策定体制	3
5	事業の体系	4
6	第2期障害福祉計画の総括	8
7	第3期障害福祉計画について	
	（1）平成26年度の目標値	12
	（2）障害福祉サービスの見込量	14
	（3）地域生活支援事業実施に関する事項	19
	（4）基盤整備に関する事項	25
	（5）相談支援体制の充実・強化に関する事項	26
資料編		
資料1	第2期計画と第3期計画の比較	27
資料2	袋井市障害福祉計画策定経過	28
資料3	袋井市障害者計画推進協議会委員名簿	28

1 計画の目的

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、障害のある人が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市は、平成19年3月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画「袋井市第1次障害者計画」と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する数値目標を示す「袋井市第1期障害福祉計画」を、平成21年3月に「袋井市第2期障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるように様々な支援を行ってまいりました。

2期にわたる計画期間中に施設整備も進み、利用者数も年々増加しておりますが、更なる福祉資源、サービスの提供体制の充実を図るため、第2期までの進捗状況の分析や国・県の指針を踏まえ、平成26年度を目標年次とした、「第3期障害福祉計画」を策定するものです。

なお、「第1次障害者計画」は、平成19年度から平成23年度までの5ヵ年計画であり、新たな計画の策定が必要ですが、この根拠法令である「障害者基本法」が平成23年8月に改正され、これに伴い「静岡県障害者計画」が平成24年度に策定される予定であることから、本市の「第2次障害者計画」も県の計画と整合を図りながら平成24年度に策定することといたします。

2 計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）

これまでの取組を更に推進するよう、第1期及び第2期の実績及び地域の実情を踏まえ策定します。

（1）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業による支援が受けられるよう提供体制の整備を進めます。

（2）地域生活移行や就労移行の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活への移行や一般就労等への移行といった課題に対応していくため、グループホーム等の充実を図り、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムをつくり、身近な地域におけるサービス拠点、NPO法人等によるサービスの提供、地域の社会資源を最大限に活用してサービス提供体制の整備を進めます。

（3）計画の変更

障害者自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が平成25年4月に施行される予定であることから、計画期間中に計画を見直すこととなる可能性があります。

計画の位置づけ・期間

本市における障害者施策は、施策の基本的方向を示す「障害者計画」と、施策の目標数値を示す「障害福祉計画」で進められており、これらは「袋井市総合計画」の一環として部門別・具体的計画の役割を担うものです。

第2期障害福祉計画の計画期間は平成21年度から平成23年度までの3カ年計画となっていますことから必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第3期計画を策定するものです。

◆障害者計画と障害福祉計画の関係

障害者計画	障害福祉計画
◎根拠法令 障害者基本法（第11条第3項）	◎根拠法令 障害者自立支援法（第88条）
◎位置づけ 障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	◎位置づけ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
◎計画期間 第1次：（5年間） 平成19年度～23年度 第2次：（6年間） 平成24年度～29年度	◎計画期間 第1期：平成19年度～20年度 第2期：平成21年度～23年度 第3期：平成24年度～26年度

◆計画の期間

平成	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障害者計画	第1次					第2次					
障害福祉計画	第1期	第2期		第3期							

4 計画の策定体制

この計画は「袋井市障害者計画」と一体的にすすめていくため、「袋井市障害者計画推進協議会」及び「中遠地域自立支援協議会」における意見を踏まえて策定しました。

また、関係団体やサービス事業者からも聴き取りを行い、要望や意見をできる限り計画に反映させています。

◆ 障害者計画推進協議会での審議

地域住民組織、福祉関係団体、保健福祉医療、教育等の各分野の代表で構成する袋井市障害者計画推進協議会において平成23年7月から平成24年1月までの間、3回の会議を開催し、審議を行いました。（委員構成 資料3）

◆ 障害者団体からの意見聴取

障害者団体から要望や意見を聴取し、寄せられた意見等について、計画策定審議段階で活用し、計画に反映させています。

◇団体：身体障害者福祉会、身体障害者福祉会聴覚障害者部会、身体障害者福祉会視覚障害者部会、手をつなぐ育成会、精神障害者団体 5団体

◇期間：平成23年9月～11月

◇方法：対面式インタビュー及び書面での要望

◆ サービス提供事業者からの意見聴取

サービス提供事業者へアンケート調査を行い、施設整備計画やサービス提供予想人数、計画策定に伴う意見を伺い、計画策定審議段階で活用し、計画に反映させています。

◇事業者：社会福祉法人等 31事業者

◇時期：平成23年9月

◇方法：アンケート方式にて実施

◆ 中遠地域自立支援協議会からの意見聴取

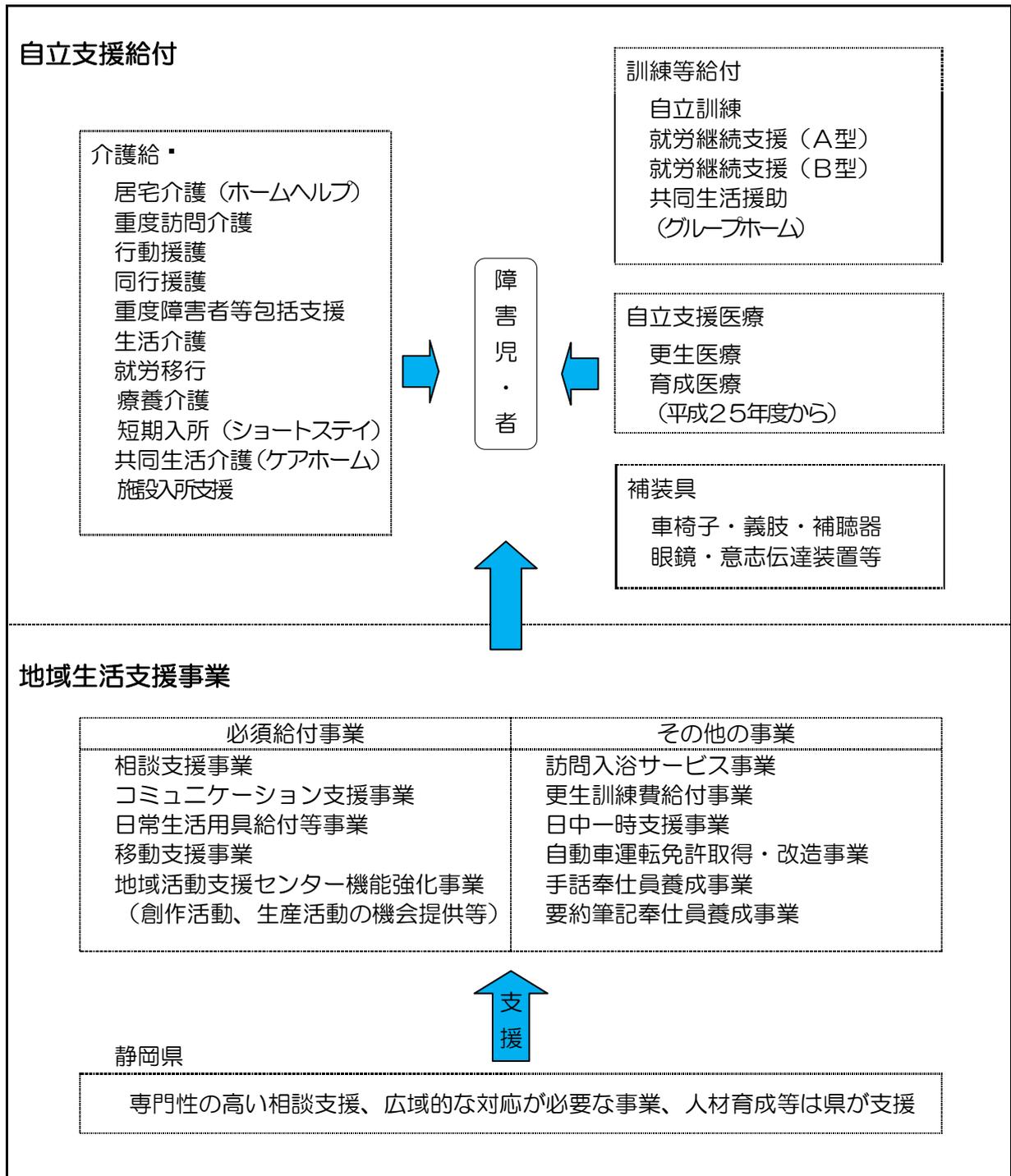
中遠地域自立支援協議会から計画に関する意見を聴取し、計画策定審議段階で活用し、計画に反映させています。

◇時期：平成24年1月

◇方法：計画案を幹事会に提出し、協議会の意見を伺う。

5 事業の体系

障害者自立支援法に基づいて施行される障害福祉サービスは、「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により市が実施する「地域生活支援事業」に大別され、「自立支援給付」は、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」に分けられます。



自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、以下の通りです。

自立支援給付

1 障害福祉サービス		
区 分		サービス内容
(1) 訪問系サービス	ア 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	イ 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	ウ 行動援護	自己判断力能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	エ 同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に対し、移動時の援護及び外出先での視覚的情報の支援を行いません。（H23.10から実施）
	オ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
(2) 日中活動系サービス	ア 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	イ 自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	ウ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	エ 就労継続支援 （A型=雇用型・B型=非雇用型）	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	オ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	カ 短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス	ア 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
	イ 共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	ウ 施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

2	自立支援医療 (更生医療)(育成医療)	障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。
---	------------------------	---

3	補装具費	義足や車椅子等の購入等の際し、補装具費(購入費、修理費)の支給をします。
---	------	--------------------------------------

地域生活支援事業

区分		サービス内容
(1) 必 須 給 付	ア 相談支援事業	障害のある人、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。又、自立支援協議会を設置し、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。
	イ コミュニケーション 支援事業	聴覚、音声または言語機能に障害のある人及び聴覚障害のある人等とのコミュニケーションを図る必要がある人が、手話通訳または要約筆記者を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある人等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
	ウ 日常生活用具 給付等事業	日常生活用具給付等事業 …障害のある人に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。 住宅改修費助成事業 …日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障害のある人(子ども)が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。 点字図書給付事業 …在宅の視覚障害のある人(子ども)に、点字図書を給付することにより、必要な情報の入手が容易にできるよう、支援を図ります。

	工 移動支援事業	外出介護事業…屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。
	オ 地域活動支援センター事業	障害のある人等に対し、生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を諮ります。 また、福祉施設に通所できない人の、日中の場の提供や、職員の専門性を生かし、日々の生活から生じる課題に対し、関係機関と連携し支援を行ないます。
(2) その他の事業	ア 訪問入浴サービス事業	家庭の浴槽で入浴することが困難な重度の障害のある人に対し、移動入浴車により家庭を訪問して入浴サービス事業を行います。
	イ 更生訓練費給付事業	障害者支援施設の入所・通所者の施設訓練に要する経費について、更生訓練費を支給し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。
	ウ 日中一時支援事業	障害のある人の日中活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	エ 自動車運転免許取得・改造事業	身体障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車を改造するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
	オ 手話奉仕員養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
	カ 要約筆記奉仕員養成事業	手話習得が困難な中途失聴・難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記を行う奉仕員を養成します。

6 第2期障害福祉計画の総括

(1) 第2期障害福祉計画のサービス見込み量と実績（資料10ページ）

第2期障害福祉計画を総括しますと、サービス見込み量と実績の違いの主な理由は次のとおりです。

ア 訪問系サービスについては、制度の定着や自己負担額の軽減などにより、年々増加しています。地域移行を進めるうえで必要なサービスであり、利用者のニーズに対応するため複数の事業所により支援するなど、事業所間の連携が必要となってきています。

イ 日中活動系サービスについては、移行予定以外のサービスに移行したり、サービスによっては見込みを大きく上回っている事業もありますが、日中活動系サービス全体では概ね見込みどおりとなりました。

ウ 居住系サービスについては、新体系移行に伴い施設の入所定員を減らしたため、施設入所者が減っているが、入所していた方がグループホーム・ケアホームに入所したため、サービス全体では概ね見込みどおりとなりました。

(2) 現状の課題と今後の方向性

障害福祉サービスの利用については、障害者自立支援法が施行され障害の種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるようになりましたが、実際には支援の専門性、設備の問題などから、日中活動系・居住系サービスについては障害種別を限定し事業を行なっている事業所がほとんどです。

このため施設整備が進んだ分野については利用者が確実に増加していますが、サービスによっては利用できる施設が充分でなく、不足する施設の整備が急務となっています。

ア 入所施設について

施設への入所については、入所者の地域移行を進めてまいりましたが、移行人数を超える数の入所希望があり、より一層の移行促進が必要な状況です。

この状況を改善するためには、それぞれの市町が現在入所中者のうち軽度の障害のある人が住まいの場として入所するグループホームやケアホームを整備する必要があります。さらにはグループホーム等の施設整備に併せて、一般企業への就労を図るとともに、日中活動の場を提供する日中活動系サービス施設の整備も求められます。

イ 共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)について
障害のある人が住み慣れたまちで、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、ケアホーム等の整備が必要になります。

現在でもニーズは多くありますが、世話人の確保、報酬単価の低さにより運営が厳しい状況にあります。

今後は、施設整備費を助成するなどして、事業者負担を軽減し、グループホーム・ケアホームの運営事業の実施について知的障害、精神障害の専門性を持った法人等と協議を進めます。

ウ 重度の障害のある人に対応した日中活動系サービス施設の整備について
重度の障害のある人に対応した生活介護施設は、数年後には定員過剰になるため、特別支援学校の卒業生などを受け入れる新たな施設整備が必要となります。

また、重症心身障害児(者)のショートステイについては、サービスを提供する施設が近隣市には少ないことから、需要に応じきれず、介護者も身体を休ませることができない状況となっていることから、施設整備が急務となっています。

障害者自立支援法に基づく指定基準の一部改正により、高齢者介護サービス事業所でも障害者の受け入れが可能となる制度「ふじのくに型サービス」が実施できることとなったため、この事業の実施に向け、市内の特別養護老人ホーム等と協議を進めます。

(3) 第2期計画の見込量と実績

【訪問系サービス】				H21	H22	H23
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	見込	利用者数	(人)	20	25	30
		利用量/人	(時間)	20	20	20
		見込量 A	(時間分)	400	500	600
	実績	利用者数	(人)	24	28	32
		利用量/人	(時間)	11	13	16
		サービス利用量 B	(時間分)	256	364	512
	増減	増減(A-B)	(時間分)	144	136	88

【日中活動系サービス】						
生活介護	見込	利用者数	(人)	78	92	141
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	1,716	2,024	3,102
	実績	利用者数	(人)	73	91	128
		利用量/人	(日)	21	21	22
		サービス利用量 B	(人日分)	1,523	1,911	2,816
	増減	増減(A-B)	(人日分)	193	113	572
自立訓練(機能訓練)	見込	利用者数	(人)	1	1	1
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	22	22	22
	実績	利用者数	(人)	1	1	1
		利用量/人	(日)	23	23	22
		サービス利用量 B	(人日分)	23	23	22
	増減	増減(A-B)	(人日分)	△1	△1	0
自立訓練(生活訓練)	見込	利用者数	(人)	10	13	16
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	220	286	352
	実績	利用者数	(人)	16	24	28
		利用量/人	(日)	14	15	22
		サービス利用量 B	(人日分)	227	360	616
	増減	増減(A-B)	(人日分)	△7	△74	△264
就労移行支援	見込	利用者数	(人)	21	23	23
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	462	506	506
	実績	利用者数	(人)	11	14	21
		利用量/人	(日)	19	19	22
		サービス利用量 B	(人日分)	210	266	462
	増減	増減(A-B)	(人日分)	252	240	44
就労継続支援(A型)	見込	利用者数	(人)	5	6	7
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	110	132	154
	実績	利用者数	(人)	3	4	5
		利用量/人	(日)	22	22	22
		サービス利用量 B	(人日分)	66	88	110
	増減	増減(A-B)	(人日分)	44	44	44

就労継続支援(B型)	見込	利用者数	(人)	75	91	98
		利用量/人	(日)	22	22	22
		見込量 A	(人日分)	1,650	2,002	2,156
	実績	利用者数	(人)	72	85	110
		利用量/人	(日)	16	16	22
		サービス利用量 B	(人日分)	1,202	1,360	2,420
	増減	増減(A-B)	(人日分)	448	642	△264
療養介護	見込	見込者数 A	(人分)	0	0	8
	実績	実利用者数 B	(人分)	0	0	0
	増減	増減(A-B)	(人分)	0	0	8
児童デイサービス	見込	利用者数	(人)	5	25	46
		利用量/人	(日)	5	4	4
		見込量 A	(人日分)	25	100	184
	実績	利用者数	(人)	1	50	78
		利用量/人	(日)	23	4	4
		サービス利用量 B	(人日分)	23	200	312
	増減	増減(A-B)	(人日分)	2	△100	△128
短期入所	見込	利用者数	(人)	16	18	22
		利用量/人	(日)	13	13	13
		見込量 A	(人日分)	208	234	286
	実績	利用者数	(人)	19	15	14
		利用量/人	(日)	10	10	11
		サービス利用量 B	(人日分)	203	150	154
	増減	増減(A-B)	(人日分)	5	84	132
日中活動活動系サービス全体の利用者数	見込	見込者数 A	(人分)	211	269	362
	実績	実利用者数 B	(人分)	196	284	385
	増減	増減(A-B)	(人分)	15	△15	△23

【居住系サービス】

共同生活援助 共同生活介護	見込	見込者数 A	(人分)	14	15	26
	実績	実利用者数 B	(人分)	19	22	23
	増減	増減(A-B)	(人分)	△5	△7	3
施設入所支援	見込	見込者数 A	(人分)	51	63	78
	実績	実利用者数 B	(人分)	48	60	74
	増減	増減(A-B)	(人分)	3	3	4

【相談支援】

相談支援	見込	見込者数 A	(人分)	1	3	3
	実績	実利用者数 B	(人分)	1	1	1
	増減	増減(A-B)	(人分)	0	2	2

7 第3期障害福祉計画について

(1) 平成26年度の目標値

障害のある人が、自分の生活を自分で選び、住み慣れたまちでその人らしく自立した生活を送ることができるよう、地域生活への移行や就労への支援といった新たな課題に対応する必要があります。この計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、以下に掲げる項目に、平成26年度の数値目標を設定します。

【数値目標】

障害福祉サービスの数値目標については、第2期計画の反省をもとに、実際にサービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、新たに整備された施設のサービス種別ごとに利用数を加算、近隣市の事業所にアンケート調査を行ない、地域の実情などを踏まえ現状を反映した目標数値としました。

<実数の積上げ>

- ◆ 施設入所待機者数 9人
待機者の解消 3人
残る6人の待機者への対応（ショートステイ、日中活動系サービス）

- ◆ 特別支援学校高等部の卒業見込み者の卒業後のサービス利用意向調査に基づく人数 37人
袋井特別支援学校高等部の年度別卒業見込み者について、個別に卒業後のサービス利用意向調査を行った結果を反映させました。
内訳 平成24年3月卒業見込み 11人
平成25年3月卒業見込み 18人
平成26年3月卒業見込み 8人

- ◆ 入所施設からの地域移行予定者数 7人（平成24年度～平成26年度）
◇浜松学園4人 ◇天竜ワークキャンパス1人 ◇わかぎ1人
◇ワークスうしづせ1人

- ◆ 障害児施設等に入所中の過齢児の、支援体制変更に伴う人数 9人
◇天竜病院3人 ◇ねむの木学園2人 ◇磐田学園1人
◇静岡てんかん神経医療センター2人 ◇つばさ静岡1人

- ◆ 新規に整備される施設の開設時期、サービス種目及び定員の推移

ア 入所施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
入所者数（A）	85人	平成17年10月1日の数 （参考 平成23年10月1日現在の入所者数73人）
平成26年度入所者数（B）	76人	平成26年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込（A-B）	9人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行数	16人	平成26年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）

【目標値の設定】

施設における集団的生活から、本人の意志を尊重し、地域への移行を促進することを目的とし目標値を設定します。

（ア）入所者数（A）の基準日について、1期計画では入所者数の基準日を平成17年10月1日として平成23年度の目標値を設定しており、本計画では2期計画の見直しを行い、平成26年度の目標値を設定することから、基準日は1期と同日にしました。

（イ）削減見込（A-B）9人は、管内施設の新体系に移行に伴う定員計画を踏まえ、施設待機者3人を加えて目標値を設定しました。

（ウ）地域生活移行数は、これまでの移行実績数及び施設へのアンケート調査などを考慮して目標値を設定しました。

イ 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	考え方
基準年度 一般就労移行者数	3人	平成17年度において福祉施設を退所し、 一般就労した人の数 （参考 平成22年度の一般就労移行者数7人）
【目標値】 平成26年度の年間 一般就労移行者数	7人	平成26年度において福祉施設を退所し、 一般就労する人の数

【目標値の設定】

平成26年度の年間一般就労移行者数7人は、施設への移行者調査と就労移行施設の卒園予定者数を見込み設定しました。

(2) 障害福祉サービスの見込量

ア 訪問系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数	41人	45人	49人
	利用量	20時間	20時間	20時間
行動援護・同行援護 重度障害者等包括支援	サービス見込量	820時間分	900時間分	980時間分

【目標値の設定】

(ア) 利用者数は、サービス提供事業者の増加、平成22年度から平成23年9月の利用者数実績を踏まえ1割程度の増加と、平成23年10月からサービスが開始された同行援護利用を見込み設定しました。

(イ) 利用量20時間は、実績を踏まえ2期計画と同時間数に設定しました。

【福祉サービス見込量に対応するための方策】

(ア) 相談支援事業所がサービス等利用計画書を作成し、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスを利用者に提供できるように努めます。

(イ) 障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、指定障害福祉サービス事業者と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施に努めます。

また、精神障害のある人や重度障害のある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスのみの提供事業者の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

(ウ) 精神障害のある人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実し、精神障害のある人のサービスの利用促進に努めます。

(エ) サービス提供事業者のホームヘルパーに対し講習等の情報提供を行ない、より質の高いサービスが提供できるようにします。

イ 日中活動系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		24年度	25年度	26年度
日中活動系サービス全体の見込量	サービス見込量	349人分	388人分	404人分
生活介護	利用者数	143人	158人	161人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	3,146人日分	3,476人日分	3,542人日分
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	22人日分	22人日分	22人日分
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	31人	23人	24人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	682人日分	506人日分	528人日分
就労移行支援	利用者数	26人	29人	30人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	572人日分	638人日分	660人日分
就労継続支援 (A型＝雇用型)	利用者数	6人	7人	8人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	132人日分	154人日分	176人日分
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	利用者数	114人	140人	148人
	利用量	22日	22日	22日
	サービス見込量	2,508人日分	3,080人日分	3,256人日分
療養介護	サービス見込量	6人分	6人分	6人分
短期入所	利用者数	22人	24人	26人
	利用量	13日	13日	13日
	サービス見込量	286人日分	312人日分	338人日分

【目標値の設定】

(ア) 平成22年度実績を踏まえ、サービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、新たに整備された施設のサービス種別ごとに利用数を加算し、地域の実情などを踏まえ現状を反映した目標数値を算出しました。

(イ) 利用量の22日は土、日及び祝祭日を除いた毎月利用可能とされる平均の日数を設定しました。

【見込量確保のための方策】

- (ア) 地域全体で障害のある人を支える力を高める観点から、中遠地域自立支獲協議会を活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健、医寮関係者等の連携を強化します。
- (イ) 高齢者施設の活用により、日中活動系事業が実施できないかなど、高齢者関係事業者と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (ウ) 国県市の助成制度や、民間福祉団体の助成制度などをPRし、事業者の施設整備を支援します。
- (エ) 障害のある方や家族が気軽に相談でき、利用者のニーズを把握してサービスに繋げることができる一般相談支援事業所のPRに努めます。
- (オ) サービス事業者に対し、ハローワーク等と連携し、看護師、理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の人材の情報提供に努めます。
- (カ) 福祉施設等における障害者の仕事の確保のため官公需における受注機会の拡大や、授産製品の販売に協力していきます。

ウ 居住系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		24年度	25年度	26年度
共同生活援護 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	サービス見込量	26人分	28人分	30人分
施設入所支援	サービス見込量	78人分	79人分	80人分

【目標値の設定】

（ア）共同生活援助、共同生活介護のサービス見込量は平成22年10月～平成23年9月の利用者数を基準に、在宅からの新たな利用見込みと、施設からの地域移行見込み者及び退院可能精神障害者の利用を見込み設定しました。

（イ）施設入所支援のサービス見込量は、平成23年9月の入所実績に、待機者上位にある3名を加えました。

【見込量確保のための方策】

（ア）障害種別の重複、高次脳機能障害や発達障害など専門的な支援が必要な方が増加傾向にあるため、施設職員の資質のさらなる向上を目的に、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加を促します。

（イ）グループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等の助成について説明し設置を呼びかけていきます。

（ウ）障害のある人が安心して病院や施設を退所し、グループホーム・ケアホームに移行できるよう、相談支援事業所、医療機関や運営法人などと連携を図ります。

（エ）賃貸住宅の活用を図るため市内アパート等の空き状況等を調査し、グループホーム・ケアホームとして事業者が利用可能かなどの検討をしていきます。

（オ）入所支援については、静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要綱により、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。

エ その他のサービス（月間）

		24年度	25年度	26年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	サービス見込量	15人分	30人分	41人分
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	サービス見込量	2人分	3人分	4人分

【目標値の設定】

サービス計画の作成については、市の支給決定後の計画作成や、対象者が限定されている等、利用者は限られていました。

平成24年4月の法改正により、障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となるため、新規申請時又は更新申請時に作成することとし、各年度の申請者を見込み計画相談支援の人数を推計しました。

また、精神科病院の退院予定者で地域移行支援を必要とする方の利用を年2回と見込み地域相談支援の人数を推計しました。

【見込量確保のための方策】

- (ア) 生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当することから、これに対応できる指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- (イ) 医療機関からの退院者や福祉施設からの退所者が、地域での生活がスムーズに移行できるよう支援します。

(3) 地域生活支援事業実施に関する事項

1 事業の種類ごとの実施に関する考え方	
(1) 相談支援事業	実施内容
ア 相談支援事業	
(ア) 障害者相談支援事業	障害のある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、調整などの支援を行うとともに、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
(イ) 地域自立支援協議会	三障害に対応した地域自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。上記の障害者相談支援事業により設置・運営します。
イ 相談支援機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な知識能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
ウ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅の入居に必要な調整等の支援を行います。相談支援事業を行う社会福祉法人、及び地域活動支援センターへの委託により実施します。 【利用者負担金は無料】
エ 成年後見制度利用支援事業	低所得者に対し、成年後見の申立てや後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、制度の利用を促進します。相談支援事業を行う社会福祉法人、地域活動支援センターへの委託及び市の直営により実施します。 【利用者負担金は無料】
(2) コミュニケーション支援事業	実施内容
ア 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	病院への通院等、学校・公共、施設等への用務、冠婚葬祭、社会参加活動等を派遣対象とします。市直営で実施します。 【利用者負担金は無料】

(3) 日常生活用具給付等事業	実施内容
ア 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害者(児)の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子など。現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。【利用者負担金は5%】
イ 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など障害のある人(児)の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。【利用者負担金は5%】
ウ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器など障害のある人(児)の在宅療養等を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。【利用者負担金は5%】
エ 情報意志疎通支援用具	点字器など障害のある人(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。【利用者負担金は5%】
オ 排泄管理支援用具	ストマ用装具など障害者(児)の排泄管理を支援する衛生用品。種目は現行の給付種目等を基準に対象用具を設定し、市直営で実施します。【利用者負担金は5%】
カ 居宅改修費助成事業	障害のある人(児)の居宅生活動作等を円滑にするための補助用具や段差解消などの小規模な改修。現行の事業内容に基づき、市直営で実施します。【利用者負担金は10%】
キ 点字図書給付事業	現行の事業内容に基づき、市直営で実施します。【給付額は、点字図書価格から自己負担額(一般図書の購入価格相当額)を控除した額】
(4) 移動支援事業	実施内容
ア 外出介護事業	屋外での移動が一人では困難な障害のある人(児)の社会参加のための支援。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。【利用者負担金は5%】

(5) 地域活動支援センター事業	実施内容
ア 地域活動支援センター	<p>気軽に利用できる居場所として、社会適応や機能訓練等を行う場として、更には軽作業や社会的交流などを行う日中活動の場として実施します。地域活動支援センターを設置している事業者への委託により実施します。</p> <p style="text-align: right;">【利用者負担金は無料】</p>
(6) その他の事業	実施内容
ア 訪問入浴サービス事業	<p>地域における身体障害者の生活を支援するため居宅に訪問して入浴サービスを提供します。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。</p> <p style="text-align: right;">【利用者負担金は5%】</p>
イ 更生訓練費給付事業	<p>施設において就労移行支援サービス又は自立訓練サービスを利用している人に対し、社会復帰を進めるため更生訓練費を支給します。市直営で実施します。</p>
ウ 日中一時支援事業	<p>障害のある人(児)の日中活動の場を確保と、障害のある人(児)を介護している家族の就労支援や一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。</p> <p style="text-align: right;">【利用者負担金は5%】</p>
エ 自動車運転免許 取得・改造事業	市直営で実施します。 【補助限度額は10万円】
オ 手話奉仕員養成事業	<p>社会福祉法人袋井市社会福祉協議会等への委託により実施します。</p> <p style="text-align: right;">【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】</p>
カ 要約筆記奉仕員 養成事業	<p>要約筆記ボランティアグループ等への委託により実施します。</p> <p style="text-align: right;">【受講料は無料 テキスト代金等実費負担】</p>

2 第2期計画の事業の種類ごとの実績												
事業名		平成21年度			平成22年度			平成23年度				
		箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数		箇所	利用者 件数			
(1) 相談支援事業												
	ア	相談支援事業										
		(ア)	障害者相談支援事業		2			2				
		(イ)	地域自立支援協議会		実施			実施				
		イ	相談支援機能強化事業		実施			実施				
		ウ	住宅入居等支援事業		実施			実施				
		エ	成年後見制度利用支援事業		実施			実施				
(2) コミュニケーション支援事業												
	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業			22		22		19				
(3) 日常生活用具給付等事業												
	ア	介護・訓練支援用具		5		4		5				
	イ	自立生活支援用具		8		8		7				
	ウ	在宅療養等支援用具		7		10		8				
	エ	情報・意志疎通支援用具		16		14		5				
	オ	排泄管理支援用具		1, 119		1, 093		1, 180				
	カ	住宅改修費助成事業		0		2		2				
	キ	点字図書給付事業		4		6		3				
(4) 移動支援事業												
	ア	11	38	884	11	31	1008	11	33	1044		
	イ	3	8	732	3	6	469	3	6	430		
(5) 地域活動支援センター事業												
	ア	基礎的事業		3	24		3	18		3	58	
	イ	機能強化事業		3	56		3	30		3	34	
(6) その他の事業												
	ア	訪問入浴サービス事業		1	2		2	2		3	3	
	イ	更生訓練費給付事業		0	0		0	0		0	0	
	ウ	日中一時支援事業		11	131		13	121		13	143	
	エ	自動車運転免許取得・改造事業				1		3				
	オ	手話奉仕員養成事業				17		10		10		
	カ	要約筆記奉仕員養成事業				0		0		6		

(注1) 日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) 移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。

(注3) その他事業、手話奉仕員養成事業及び要約筆記奉仕員要請事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

- ◆ 地域活動支援センター事業につきましては、3事業所のうち精神に障害のある方への支援を行なう事業所を、平成23年4月に磐田市から市内に事業所を移したため利用人数が増加しました。
- ◆ 平成23年度まで、地域生活支援事業で実施していたガイドヘルパー派遣事業は、障害者自立支援法のサービスで同じ事業を行なう同行援護が開始されたため、事業を廃止しました。
- ◆ 疾病等により排泄機能を失った人が排泄を管理する用具（排尿袋・排便袋）を着装する件数が増えています。（医療技術の進歩等により高齢者の着装が多くなっています。）
- ◆ 障害児の放課後児童クラブの利用日数が限られていることや、通所施設が終わった後午後5時以降の支援を実施している事業所が増えたため、日中一時支援事業の利用者が伸びています。

3 各年度における事業の種類ごとの量の見込み								
事業名		24年度		25年度		26年度		
		箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数	箇所	利用者 件数	
(1) 相談支援事業								
ア	相談支援事業							
		(ア) 一般相談支援事業	2		3		3	
		(イ) 指定特定相談支援事業	3		3		3	
		(ウ) 地域自立支援協議会	実施		実施		実施	
		イ 相談支援機能強化事業	実施		実施		実施	
		ウ 住宅入居等支援事業	実施		実施		実施	
		エ 成年後見制度利用支援事業	実施		実施		実施	
(2) コミュニケーション支援事業								
	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業			21		23		25
(3) 日常生活用具給付等事業								
ア	介護・訓練支援用具			5		5		5
		イ 自立生活支援用具		8		9		10
		ウ 在宅療養等支援用具		10		12		15
		エ 情報・意志疎通支援用具		5		5		5
		オ 排泄管理支援用具		1,200		1,225		1,250
		カ 住宅改修費助成事業		3		3		3
		キ 点字図書給付事業		5		5		5
(4) 移動支援事業								
	外出介護事業		11	35	1,105	11	36	1,170
(5) 地域活動支援センター事業								
ア	基礎的事業		2	60	1	65	1	70
		イ 機能強化事業	1	30	1	30	1	30
(6) その他の事業								
ア	訪問入浴サービス事業		3	5	3	6	3	7
		イ 更生訓練費給付事業	1	1	1	1	1	1
		ウ 日中一時支援事業	14	145	14	150	14	155
		エ 自動車運転免許取得・改造事業		2		2		2
		オ 手話奉仕員養成事業		10		10		10
		カ 要約筆記奉仕員養成事業		5		5		5

(注1) 日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。

(注2) 移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。

(注3) その他事業、手話奉仕員養成事業及び要約筆記奉仕員要請事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

【目標値の設定】

ア 各事業のサービス提供施設の箇所数は既存施設へのアンケート調査及び今後新たな施設整備見込み等を踏まえて設定しました。

イ 利用者・件数について、(2) コミュニケーション支援事業 (3) 日常生活用具給付等事業 (4) 移動支援事業 (5) 地域活動支援センター事業 (6) その他の事業は平成22年度の利用実績をもとに、今後のサービス提供体制の整備を踏まえ設定しました。

ウ 成年後見制度の利用促進を図るため、身寄がない人などの市長申し立て手続きや、後見人等への報酬助成制度などの充実を図るとともに、市民後見人についても育成に努め、法人後見人とともに協働できる体制づくりを進めます。

(4) 基盤整備に関する事項

サービスの種類	24年度	25年度	26年度
就労継続支援（B型） 定員20人	2		
生活介護施設 定員20人	1		
グループホーム・ケアホーム 定員6人			1

【目標値の設定】

既存施設の定員と利用者見込を比較し、事業者へのアンケート調査を踏まえ、不足するサービス事業について設定しました。

【見込量確保のための方策】

社会福祉法人やNPO法人等と連携を図り、支援サービスの実施主体の確保に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化に関する事項

◆ 相談支援事業所

ア 相談支援体系については、平成24年度から次のとおりとなります。

- (ア) 一般相談支援事業者 一般的な相談を行なう
- (イ) 指定特定相談支援事業者 サービス利用計画を定める
- (ウ) 指定一般相談支援事業者 地域移行・定着支援を行なう

イ 支援内容

- (ア) 障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、家庭訪問や関係機関等との調整や、必要な情報提供を行います。
- (イ) 知的に障害のある人や精神に障害のある人のうち判断能力が不十分な人及びその家族に、制度利用の手續方法や助成制度など必要な援助を行います。
- (ウ) 自立支援協議会の運営を受託し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

◆ 自立支援協議会

ア 障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう相談支援体制を確立し、障害福祉関係者及び関係機関からなる地域自立支援協議会の充実強化を図ります。

イ 地域自立支援協議会の名称
中遠地域自立支援協議会

ウ 事業内容

- (ア) 受託指定相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (イ) 困難事例への対応に関すること
- (ウ) 地域の関係機関による障害者支援ネットワークの構築に関すること
- (エ) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (オ) 障害のある人の就労促進に関すること
- (カ) 袋井市及び磐田市の障害福祉計画や福祉施策の提言に関すること。